

宿泊施設における感染防止対策のための設備整備事業補助金 ご案内

1 事業目的・内容

県内宿泊施設において、新型コロナウイルス感染症における感染症拡大防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費を支援します。

2 補助内容

(1) 補助対象者

旅館業法の営業許可を受けた宿泊事業者（※1事業者あたり申請は1回限りとします。）

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者は除きます。

(2) 補助対象経費

宿泊施設内のロビー・受付、食事処等のパブリックスペース（客室を除く）及び送迎用車両において、感染症拡大防止のために整備する設備の購入費、工事費等（※詳細は裏面参照）

(3) 補助対象期間

令和2年4月7日（火）～9月30日（水）

※ 補助対象期間内に設備の整備及び支払いが完了したものが対象となります。

※ 9月30日（水）までに設備の整備及び支払いの完了にかかる確認書類の提出が必要となります（消印有効）。

(4) 補助額

区分	補助率	補助金の額	
1つのホテル等を経営する事業者	定額	上限 30万円	※ただし、 1,000円未満 切り捨て
複数のホテル等を経営する事業者 (2つのホテル等まで対象)		上限 60万円	

3 申請手続き

(1) 申請書類等

様式は、ひょうご観光本部のホームページに掲載します。

(2) 受付期間

令和2年6月22日（月）～9月30日（水） [当日消印有効]

※ 予算の状況により受付期間中であっても受付を終了することがあります。

(3) 申請に必要な書類

- ア 交付申請書及び実績報告書
- イ 誓約書
- ウ 旅館業法の許可証もしくは営業証明書の写し
- エ 領収書やレシートの写しなど購入金額がわかるもの
- オ 施設内における整備状況が分かる写真（購入物ごとにそれぞれ1枚）
- カ 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

(4) 申請方法

申請書類を次の宛先に、「郵送」してください。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参による提出はご遠慮ください。

※ 申請書類の到達の有無に関するお問い合わせについてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。できるだけ、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。

※ 送料は申請者側でご負担願います。

※ 裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

[送付先]

公益社団法人ひょうご観光本部 「感染防止対策設備整備事業」担当
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階

4 補助金の交付決定・時期

申請書類は、郵送で受理した順に、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金を交付します。申請受付から支給までは1カ月程度を予定しています。

5 その他

補助金受領後に申請要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、補助金を返還いただきます。

6 補助金に関する問い合わせ先

公益社団法人ひょうご観光本部

電話 078-362-3697

メール kansenboshi@hyogo-tourism.jp

**※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お問い合わせは電話又はメールでお願いします。
原則として、窓口での相談等は実施しません。**

【補助対象経費】

補助対象経費	<p>令和2年4月7日から9月30日までに整備及び購入を行い、かつ当経費の支払が完了した①～⑤にかかる経費</p> <p>① 宿泊施設内のロビー・受付、食事処等パブリックスペース（客室を除く）及び送迎用車両において、感染症拡大防止のために整備する設備の導入にかかる経費 (例) サーモカメラ 換気扇、天井扇（シーリングファン）、空気清浄機 サーキュレーター 飛沫感染防止アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテーション 自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー） 人感センサー付き照明器具 非接触体温計 キャッシュレス機器 オンライン決済システム キーレスシステム 機能水生成器 殺菌・消毒用機器 料理提供方法変更に必要となる食器類 立ち位置表示用のプレート 繰り返し使うことができる个人防护具（布マスク、フェイスシールド等）</p> <p>② ①を整備するための工事費、送料</p> <p>③ リース等により導入した場合の初期導入費</p> <p>④ 宿泊施設内のパブリックスペース（客室を除く）における感染症拡大防止のための改装にかかる経費</p> <p>⑤ 補助対象経費の振込手数料</p>
補助対象外経費	<p>以下は対象とはなりません。</p> <p>① 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税</p> <p>② 客室内の整備にかかる経費</p> <p>③ リース等により導入した場合の定期的なリース料等の経常的経費 (リース等の場合は、初期導入経費を対象とする。)</p> <p>④ 消耗品にかかる経費 (例) 使い捨ての个人防护具（使い捨てマスク、ゴム手袋等）、消毒液、手洗い用洗剤、使い捨て容器 等</p> <p>⑤ 広告宣伝にかかる経費 (例) ポスター・チラシ、のぼり旗、ネット等の制作、印刷、媒体費</p>